

J-DAC 契約者向け利用規約

本利用規約は、丸善雄松堂株式会社（以下「当社」）が運営・提供するデータベース「J-DAC」の利用に際して遵守すべき事項を規定します。

第1条（定義）

本規約における用語の定義は、次の通りとします。

(1) 「契約機関」

当社が J-DAC を通じて供給するデータベースについて、当社と、その利用契約を締結した者。

(2) 「データベース」

当社が J-DAC を通じて供給するデータベースのうち、上記で定めた契約機関がアクセス権を購入したデータベース。

(3) 「認定ユーザー」

契約機関所属の学生、教員、役職員、研究者および図書館の来館利用者で、契約機関が承認したもの。

第2条（契約機関が負う義務）

(1) 契約機関は認定ユーザー以外の者がデータベースを利用しないよう十分な注意を払い、認定ユーザーに対して本契約の規定を周知するように努力する義務を負います。

(2) 認定ユーザーは、契約機関の認定するサイトを経由してアクセスすることによってのみ、データベースにアクセスすることができます。リモートアクセスする認定ユーザーは、自宅その他の場所からアクセスすることができます(ただし、オンライン版宋元版は除きます)。契約機関は、承認されていないリモートアクセスを防止するための適切なセキュリティ対策を講じる義務を負います。

第3条（禁止事項）

(1) 契約機関は認定ユーザー以外のものにデータベースを利用させ、その複製を提供することはできません。

(2) データベースの利用は教育的、学術的研究利用または、その他の個人的な非商用の目的に限られます。

(3) データベースの全部または一部を、交換・譲渡・頒布または一般公開を含む、いかなる方法によっても商業的に利用することは認められません。

第4条（免責事項）

(1) データベースに含まれる画像から得られる資料または情報は、対象資料発行時の内容を画像で伝えるもので、データそのものの正確性、完全性について保証するものではありません。

(2) サーバーダウン等システムの運営上やむを得ないと認められる事由が生じた場合、サービスの実施を一時的に中断し、アクセスを制限することがあります。

第5条（解除）

- (1) 利用規約に違反する行為があった場合、是正勧告を行い、違反が是正されなかったときには、データベースの提供を終了することがあります。
- (2) データベースに収録されているデータの著作権所有者より要求があった場合、データベースの一部の提供を終了することがあります。